

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政
令案要綱

第一 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令及び近畿圏の既成都市区域における工
場等の制限に関する法律施行令は、廃止すること。
(第一条関係)

第二 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令について所要の改正を行うものとする。
(第二条関係)

第三 工業再配置促進法施行令について所要の改正を行うものとする。
(第三条関係)

第四 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)

政令第 号

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律（平成十四年法律第 号）の施行に伴い、工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行令の廃止）

第一条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令（昭和三十四年政令第五十二号）
 - 二 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行令（昭和四十年政令第六十一号）
- （都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正）

第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条の見出し中「第一条第一項第二号」を「第一条第一項第一号」に改め、同条中「法第一条第一項第二号」を「都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。）第一条第一項第一号」に改め、同条を第一条とする。

第二条の二（見出しを含む。）中「第一条第一項第二号」を「第一条第一項第一号」に改め、同条を第二条とする。

第三条（見出しを含む。）中「第一条第一項第二号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三条の二（見出しを含む。）及び第四条（見出しを含む。）中「第一条第一項第三号」を「第一条第一項第二号」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「第一条第一項第三号八」を「第一条第一項第二号八」に改める。

第五条の二（見出しを含む。）及び第五条の三（見出しを含む。）中「第一条第一項第三号ホ」を「第一条第一項第二号ホ」に改める。

第五条の四（見出しを含む。）中「第一条第一項第三号ヘ」を「第一条第一項第二号ヘ」に改める。

(工業再配置促進法施行令の一部改正)

第三条 工業再配置促進法施行令(昭和四十七年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一第二号を次のように改める。

二	近畿圏整備法施行令(昭和四十年政令第五百五十九号)第一条に規定する区域(京都市の区域に属する区域及び別表第二に掲げる区域を除く。)
---	---

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二

市名	区	域
大阪市	此花区(春日出南三丁目、春日出中三丁目、島屋、桜島、梅町及び北港に限る。) 大正区(船町に限る。) 西淀川区(西島及び中島二丁目に限る。)	住之江区(平林北、平林南一丁目及び平林南二丁目十番から十二番までに限る。)

堺市	<p>石津西町、戎島町四丁及び五丁、大浜西町、海山町六丁及び七丁、神南辺町四丁から六丁まで、北波止町、三宝町八丁及び九丁、塩浜町、築港新町一丁から三丁まで、築港南町、築港八幡町、出島西町、松屋大和川通三丁及び四丁、緑町三丁及び四丁並びに山本町六丁</p>
神戸市	<p>東・区（魚崎浜町及び青木一丁目に限る。）</p> <p>・区（岩屋南町、・浜東町及び摩耶海岸通に限る。）</p> <p>中央区（東川崎町二丁目及び三丁目、脇浜海岸通、脇浜町二丁目のうち一般国道二号線以南の区域並びに脇浜町三丁目のうち一般国道二号線と日本貨物鉄道東海道線支線との交差点以東の一般国道二号線以南及び当該交差点以西の日本貨物鉄道東海道線支線以南の区域に限る。）</p> <p>兵庫区（芦原通、今出在家町、笠松通九丁目及び十丁目、上庄通三丁目、金平町二丁目、御所通、小松通六丁目、材木町、七宮町一丁目、高松町、遠矢町一丁目、遠矢浜町、浜中町一丁目のうち市道兵庫南百六十九号線以北の区域、浜中町二丁目、御崎本町一丁目及び四丁目、三石通三丁目、明和通、吉田町三丁目、和田崎町一丁目及び二丁目、和田宮通七</p>

	<p>丁目及び八丁目並びに和田山通に限る。）</p> <p>長田区（梅ヶ香町二丁目のうち一般国道二号線以南の区域、苅藻島町、苅藻通五丁目から七丁目まで、浜添通四丁目から八丁目まで、東尻池新町及び東尻池町七丁目から十丁目までに限る。）</p>
尼崎市	<p>大高洲町、北初島町、西海岸町、西高州町、西松島町、西向島町、東海岸町、東高州町、東初島町、東浜町、東松島町、東向島西之町、東向島東之町、南初島町、大浜町、丸島町、平左衛門町、扇町、末広町、鶴町、中浜町、道意町七丁目並びに元浜町一丁目、四丁目及び五丁目並びに道意町六丁目のうちそれぞれ県道甲子園尼崎線以南の区域</p>
西宮市	<p>東浜町一番地及び四番地、東町一丁目百十七番地、東町二丁目五十一番地一並びに朝凧町</p>
備考	<p>この表に掲げる区域は、それぞれ平成十四年五月二十日における行政区画その他の区域又は道路若しくは鉄道によつて表示されたものとする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律附則第六条第二項の規定による資金の貸付けについては、第二条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第一条の規定は、なおその効力を有する。

理由

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行令を廃止する等関係政令を整備する必要があるからである。

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文
 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）
 （傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第一条第一項第一号の政令で定める大都市）</p> <p>第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。） 第一条第一項第一号の政令で定める大都市は、東京都、大阪府、名古屋府、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、旭川市、青森市、仙台市、宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、姫路市、和歌山市、岡山市、福山市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、鹿児島市及び那覇市とする。</p> <p>（法第一条第一項第一号の政令で定める地方拠点都市地域の中心となる都市）</p> <p>第二条 法第一条第一項第一号の地方拠点都市地域の中心となる都市</p>	<p>（制限施設と密接な関連を有する施設）</p> <p>第一条 都市開発資金の貸付けに関する法律（以下「法」という。） 第一条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、同号イ又は口の制限施設である作業場において行われる物の製造（加工を含む。以下同じ。）に必要な半製品、部品、附属品若しくは原材料を提供し、又は当該製造に係る製品を卸売し、保管し、若しくは輸送することを主たる目的とする事業の用に供せられる施設とする。</p> <p>（法第一条第一項第二号の政令で定める大都市）</p> <p>第二条 法第一条第一項第二号の政令で定める大都市は、東京都、大阪府、名古屋府、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、旭川市、青森市、仙台市、宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、岐阜市、静岡市、浜松市、姫路市、和歌山市、岡山市、福山市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、鹿児島市及び那覇市とする。</p> <p>（法第一条第一項第二号の政令で定める地方拠点都市地域の中心となる都市）</p> <p>第二条の二 法第一条第一項第二号の地方拠点都市地域の中心となる都市</p>

で政令で定めるものは、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、千歳市、弘前市、八戸市、宮古市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、釜石市、石巻市、古川市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大曲市、鹿角市、米沢市、鶴岡市、酒田市、福島市、会津若松市、水戸市、下館市、結城市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、大田原市、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、本庄市、茂原市、東金市、長岡市、上越市、高岡市、魚津市、黒部市、七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、武生市、鯖江市、甲府市、富士吉田市、上田市、飯田市、高山市、関市、美濃加茂市、浜松市、沼津市、富士市、豊橋市、豊田市、津市、松阪市、上野市、名張市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、福知山市、舞鶴市、姫路市、豊岡市、加古川市、橿原市、橋本市、田辺市、鳥取市、米子市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、津山市、笠岡市、井原市、呉市、福山市、山口市、徳山市、防府市、徳島市、高松市、丸亀市、坂出市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、高知市、南国市、中村市、宿毛市、土佐清水市、北九州市、久留米市、直方市、行橋市、佐賀市、唐津市、佐世保市、諫早市、大村市、八代市、荒尾市、玉名市、宇土市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市、都城市、延岡市、日向市、川内市、鹿屋市、宜野湾市、名護市及び沖縄市とする。

(法第一条第一項第一号の政令で定める公共施設)

第三条 法第一条第一項第一号の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

都市で政令で定めるものは、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、千歳市、弘前市、八戸市、宮古市、大船渡市、水沢市、花巻市、北上市、釜石市、石巻市、古川市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大曲市、鹿角市、米沢市、鶴岡市、酒田市、福島市、会津若松市、水戸市、下館市、結城市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、大田原市、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、本庄市、茂原市、東金市、長岡市、上越市、高岡市、魚津市、黒部市、七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、武生市、鯖江市、甲府市、富士吉田市、上田市、飯田市、高山市、関市、美濃加茂市、浜松市、沼津市、富士市、豊橋市、豊田市、津市、松阪市、上野市、名張市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、福知山市、舞鶴市、姫路市、豊岡市、加古川市、橿原市、橋本市、田辺市、鳥取市、米子市、松江市、浜田市、出雲市、益田市、津山市、笠岡市、井原市、呉市、福山市、山口市、徳山市、防府市、徳島市、高松市、丸亀市、坂出市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、高知市、南国市、中村市、宿毛市、土佐清水市、北九州市、久留米市、直方市、行橋市、佐賀市、唐津市、佐世保市、諫早市、大村市、八代市、荒尾市、玉名市、宇土市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市、都城市、延岡市、日向市、川内市、鹿屋市、宜野湾市、名護市及び沖縄市とする。

(法第一条第一項第二号の政令で定める公共施設)

第三条 法第一条第一項第二号の政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

一〇四 略

(法第一条第一項第二号の政令で定める防災街区整備地区計画の区域)

第三条の二 法第一条第一項第二号の防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるものは、その区域の面積が三ヘクタール以上のものとする。

(法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域)

第四条 法第一条第一項第二号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール(第一号に掲げる土地区画整理促進区域、地区計画若しくは住宅地高度利用地区計画の区域又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール)以上のものとする。

一〇四 略

(法第一条第一項第二号八の政令で定める大都市)

第五条 法第一条第一項第二号八の政令で定める大都市は、名古屋市の、北九州市、札幌市、福岡市、広島市、仙台市、宇都宮市、新潟市、金沢市、静岡市、浜松市、姫路市、岡山市、熊本市及び鹿児島市とする。

(法第一条第一項第二号ホの政令で定める都市)

一〇四 略

(法第一条第一項第三号の政令で定める防災街区整備地区計画の区域)

第三条の二 法第一条第一項第三号の防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるものは、その区域の面積が三ヘクタール以上のものとする。

(法第一条第一項第三号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域)

第四条 法第一条第一項第三号の高度利用地区の区域その他の政令で定める区域は、次に掲げる区域で面積が三ヘクタール(第一号に掲げる土地区画整理促進区域、地区計画若しくは住宅地高度利用地区計画の区域又は第四号に掲げる区域で、現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれることからその計画的な整備改善を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、二ヘクタール)以上のものとする。

一〇四 略

(法第一条第一項第三号八の政令で定める大都市)

第五条 法第一条第一項第三号八の政令で定める大都市は、名古屋市の、北九州市、札幌市、福岡市、広島市、仙台市、宇都宮市、新潟市、金沢市、静岡市、浜松市、姫路市、岡山市、熊本市及び鹿児島市とする。

(法第一条第一項第三号ホの政令で定める都市)

第五条の二 法第一条第一項第二号ホの政令で定める都市は、次に掲げるものとする。

一・二 略

(法第一条第一項第二号ホの政令で定める特定中心市街地の区域)

第五条の三 法第一条第一項第二号ホの特定中心市街地の区域で政令で定めるものは、その区域の面積が三ヘクタール以上のものとする。

(法第一条第一項第二号への政令で定める都市)

第五条の四 法第一条第一項第二号への政令で定める都市は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市並びに兵庫県津名郡津名町、淡路町及び北淡町とする。

第五条の二 法第一条第一項第三号ホの政令で定める都市は、次に掲げるものとする。

一・二 略

(法第一条第一項第三号ホの政令で定める特定中心市街地の区域)

第五条の三 法第一条第一項第三号ホの特定中心市街地の区域で政令で定めるものは、その区域の面積が三ヘクタール以上のものとする。

(法第一条第一項第三号への政令で定める都市)

第五条の四 法第一条第一項第三号への政令で定める都市は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市並びに兵庫県津名郡津名町、淡路町及び北淡町とする。

工業再配置促進法施行令（昭和四十七年政令第三百八十三号）

（傍線部は改正部分）

改 正 案

第四条 法第二条第二項第二号の政令で定める市町村は、別表第三に掲げる市町村とし、その区域は、昭和四十七年十月一日における区域とする。

別表第一

略	略
二	近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第五百十九号）第一条に規定する区域（京都市の区域に属する区域及び別表第二に掲げる区域を除く。）
略	略

現 行

第四条 法第二条第二項第二号の政令で定める市町村は、別表第二に掲げる市町村とし、その区域は、昭和四十七年十月一日における区域とする。

別表第一

略	略
二	近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行令（昭和四十年政令第六十一号）第四条第一項に規定する区域（京都市の区域に属する区域及び同令附則第二項の表に掲げる神戸市の区域を除く。）
略	略

別表第二

市名	区	域
大阪市	此花区（春日出南三丁目、春日出中三丁目、島屋、桜島、梅町及び北港に限る。） 大正区（船町に限る。） 西淀川区（西島及び中島二丁目に限る。） 住之江区（平林北、平林南一丁目及び平林南二丁目十番から十二番までに限る。）	
堺市	石津西町、戎島町四丁及び五丁、大浜西町、海山町六丁	

<p>及び七丁、神南辺町四丁から六丁まで、北波止町、三宝町八丁及び九丁、塩浜町、築港新町一丁から三丁まで、築港南町、築港八幡町、出島西町、松屋大和川通三丁及び四丁、緑町三丁及び四丁並びに山本町六丁</p>	<p>神戸市</p> <p>東・区（魚崎浜町及び青木一丁目に限る。）</p> <p>・区（岩屋南町、・浜東町及び摩耶海岸通に限る。）</p> <p>中央区（東川崎町二丁目及び三丁目、脇浜海岸通、脇浜町二丁目のうち一般国道二号線以南の区域並びに脇浜町三丁目のうち一般国道二号線と日本貨物鉄道東海道線支線との交差点以東の一般国道二号線以南及び当該交差点以西の日本貨物鉄道東海道線支線以南の区域に限る。）</p> <p>兵庫区（芦原通、今出在家町、笠松通九丁目及び十丁目、上庄通三丁目、金平町二丁目、御所通、小松通六丁目、材木町、七宮町一丁目、高松町、遠矢町一丁目、遠矢浜町、浜中町一丁目のうち市道兵庫南百六十九号線以北の区域、浜中町二丁目、御崎本町一丁目及び四丁目、三石通三丁目、明和通、吉田町三丁目、和田崎町一丁目及び二丁目、和田宮通七丁目及び八丁目並びに和田山通に限る。）</p> <p>長田区（梅ヶ香町二丁目のうち一般国道二号線以南の区域、苅藻島町、苅藻通五丁目から七丁目まで、浜添通四丁目から八丁目まで、東尻池新町及び東尻池町七丁目から十丁目までに限る。）</p>
--	--

別表第三
略

尼崎市	大高洲町、北初島町、西海岸町、西高州町、西松島町、西向島町、東海岸町、東高州町、東初島町、東浜町、東松島町、東向島西之町、東向島東之町、南初島町、大浜町、丸島町、平左衛門町、扇町、末広町、鶴町、中浜町、道意町七丁目並びに元浜町一丁目、四丁目及び五丁目並びに道意町六丁目のうちそれぞれ県道甲子園尼崎線以南の区域
西宮市	東浜町一番地及び四番地、東町一丁目百十七番地、東町二丁目五十一番地並びに朝風町
備考	この表に掲げる区域は、それぞれ平成十四年五月二十日における行政区画その他の区域又は道路若しくは鉄道によつて表 示されたものとする。

別表第二
略

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案（平成十四年法律第 号）

（首都圏整備法の一部改正）

第一条 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「政令で定める市街地の区域」を、「産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるもの」に改める。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

（近畿圏整備法の一部改正）

第二条 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の廃止）

第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）

二 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十四号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第二条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「、次の各号に掲げる者の順に」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しななければならない。

第二十三条各号を削る。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第四条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「、次の各号に掲げる者の順に」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しななければならない。

第三十二条各号を削る。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第五条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項第一号及び第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第二条第一項中「前条第一項第一号の土地若しくは同項第三号」を「前条第一項第二号」に改め、同条第三項中「同条第一項第一

号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項若しくは第七項の規定による貸付金にあつては「を削る。」

附則第九項中「同項第二号の土地」を「同項第一号の土地」に改め、「同条第一項第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同項第二号若しくは第三号の土地に係る貸付金又は同条第二項若しくは第四項の規定による貸付金にあつては「を削る。」

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律(次項において「旧都市開発資金法」という。)(第一条第一項第一号の規定によりなされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の都市開発資金の貸付けに関する法律の規定にかかわらず、国は、この法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、旧都市開発資金法第一条第一項第一号の規定による資金の貸付けをすることができる。この場合においては、同号イ中「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」とあるのは「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律(平成十四年法律第 号)による廃止前の首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」と、同号ロ中「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」とあるのは「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律による廃止前の近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」として、旧都市開発資金法及び都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の規定を適用する。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行令(昭和三十四年政令第五十二号)

(製造業から除外される業種)

第一条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(以下「法」という。)(第二条第二項)の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 牛乳製造業(牛乳又は脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を処理し、又は製造する事業をいう。)

二 発酵乳、クリーム又は乳酸菌飲料（保存性のある容器におさめられたものを除く。）の製造業

三 アイスクリーム類製造業（アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したもの凍結させた食品を製造する事業をいう。）

四 パン（サンドイッチ及び調理パンを含む。）又は生菓子の製造業

五 総菜製造業

六 弁当製造業

七 食品冷凍業

八 製氷業

九 新聞業

十 生コンクリート製造業

十一 同一の団地内において前各号に掲げる事業に附随して行われる製造業で、その主たる事業と製造設備の全部又は一部を共用するもの

十二 同一の団地内において製造業以外の事業に附随して行われる製造業で、その主たる事業の設備の全部又は一部を製造設備として用いるもの

（大学並びに専修学校及び各種学校から除外される学校）

第二条 法第二条第三項の政令で定める大学は、大学院及び専ら夜間において授業を行う大学とする。

2 法第二条第三項の政令で定める専修学校及び各種学校は、専ら夜間において授業を行う専修学校及び各種学校とする。

（作業場の基準面積）

第三条 法第二条第五項の政令で定める面積は、別表第一のとおりとする。

（工業等制限区域）

第四条 法第三条の政令で定める区域は、別表第二に掲げる区域を除く区域とする。

2 知事等（法第四条第一項で規定する知事等をいう。）は、当該都県又は市の区域内の工業等制限区域を明示した図面を主たる事務所に備え付け、関係人から請求があつたときは、その閲覧に供しななければならない。

（許可の基準）

第五条 法第八条第一項第三号の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 工業等制限区域内の都市環境の整備及び改善に寄与するため整備された工業団地として国土交通省令で定める基準に適合するもの（以下この号において「特定工業団地」という。）の区域内において、近代化設備の導入等により品質の改善、生産費の引下げその他経営の合理化を図るため、作業場を新設し、又は増設する場合（当該新設又は増設が次のイからハまでのいずれかに該当する場合に限る。）であつて、当該新設又は増設が工業等制限区域内における人口の増大をもたらず、かつ、都市環境の改善に配慮されたものであると認められるとき。

イ 現に特定工業団地内に存する作業場に代えて作業場を新設する場合（当該新設が作業場の移転に伴つて行われるものである場合を除く。）

ロ 現に特定工業団地内に存する作業場を増設する場合（当該増設が作業場の移転に伴つて行われるものである場合を除く。）

ハ ロに規定する増設が特定工業団地内に存する作業場のある一の団地及びこれに隣接する土地の区域内においては著しく困難である場合において当該増設に代えて作業場を新設するとき。

二 中小企業者（中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が近代化設備の導入等により品質の改善、生産費の引下げその他経営の合理化を図るため、現に工業等制限区域内に存する作業場に代えて作業場を新設し、又は作業場を増設する場合（当該新設又は増設が作業場の移転に伴つて行われるものである場合を除く。）であつて、工業等制限区域外においては申請者が当該申請に係る事業を営営することが著しく困難であると認められ、かつ、当該新設又は増設が次の要件に適合すると認められるとき。

該新設又は増設が次の要件に適合すると認められるとき。

- イ 工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないこと。
- ロ 都市環境の改善に配慮されたものであること。
- 三 中小企業者が企業規模の適正化を図るためにする企業の合併若しくは共同出資による企業の設立に伴い、又は中小企業者の事業の共同化のため、現に工業等制限区域内に存する作業場に代えて作業場を新設し、又は増設する場合（当該新設又は増設が作業場の移転に伴って行われるものである場合を除く。）であつて、工業等制限区域外においては申請者が当該申請に係る事業を営むることが著しく困難であると認められ、かつ、当該新設又は増設が次の要件に適合すると認められるとき。
 - イ 工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないこと。
 - ロ 都市環境の整備及び改善に寄与すること。
- 四 工業等制限区域内において一定の製品を当該区域内の近隣の他の中小企業者と分業して製造している中小企業者が、当該他の中小企業者の当該分業に係る作業場が廃止されたことに伴い、当該作業場に代えて作業場を新設し、又は増設する場合であつて、工業等制限区域外においては申請者が当該申請に係る事業を営むことが著しく困難であると認められ、かつ、当該新設又は増設が次の要件に適合すると認められるとき。
 - イ 工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないこと。
 - ロ 都市環境の整備及び改善に寄与すること。
- 五 工業等制限区域内において保管されている容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項に規定する分別基準適合物の再商品化（同条第八項第一号及び第三号）に掲げる行為に限る。）をするため、同条第六項の主務大臣が指定する施設の近隣において作業場を新設し、又は増設する場合であつて、工業等制限区域外においては申請者が当該申請に係る事業を営むことが著しく困難であると認められ、かつ、都市環境の改善に配慮されたものであると認められるとき。
- 六 当該申請に係る教室を申請に係る場所に新設し、又は増設することがその学校における教育及び研究の目的を達成するために特

に必要であると認められる場合

七 当該申請があつた日前二年以内に、製品の需給、金融等の経済事情の著しい変化その他やむを得ない理由により作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は天災その他これに類する理由により滅失した作業場又は教室と同一の団地内において、それらの作業場又は教室の床面積の合計（作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は滅失した後はその団地内において新設され、又は増設された作業場又は教室があるときは、その床面積を控除するものとする。）を超えない範囲内で、制限施設を新設し、又は増設する場合

（承継の届出）

第六条 法第九条第一項及び第二項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 - 二 当該作業場又は教室の所在地
 - 三 承継年月日
 - 四 被承継人の氏名又は名称及び住所
 - 五 承継の原因
- 2 法第九条第一項又は第二項の届出をするには、届出書に、承継の原因を証明する書類、当該作業場又は教室に係る施設の現況説明書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

附 則

1 この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（作業場の基準面積の特例）

2 法第二条第五項の政令で定める面積は、第三条の規定にかかわらず、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の廃止の日の前日までに限り、同法第七条第一項に規定する同意基盤的技術産業集積活性化計画に定められた基盤的技術

産業集積活性化促進地域のうち作業場の新設又は増設により産業及び人口の集中に伴う弊害を著しく助長することとならず、かつ、都市環境の著しい悪化をもたらすこととならない区域として国土交通大臣が定める区域において、当該計画に定められた中核的業種のうち当該区域ごとに作業場の新設又は増設により産業及び人口の集中に伴う弊害を著しく助長することとならず、かつ、都市環境の著しい悪化をもたらすこととならない事業として国土交通大臣が定める事業を主として営む工場にあつては、千五百平方メートルとする。

3 前項の期限経過の際、同項の規定により基準面積が千五百平方メートルとされた工場の種類のうち、その期限経過後もなお基準面積を千五百平方メートルとすることが相当であると認められるものがある場合における当該工場の種類のその後の取扱いについては、別に政令で定める。

4 大学の教室については、当分の間、法第八条第一項第三号の政令で定める場合は、第五条第六号及び第七号に掲げる場合のほか、当該申請に係る教室を申請に係る場所に新設し、又は増設することが、工業等制限区域内における人口の集中に伴う弊害を著しく助長するものでない場合とする。

別表第一（第二条関係）

工場の種類	基準面積
(一) 主として次の各号に掲げる事業を営む工場 一 精米業 二 米菓製造業 三 生めん製造業 四 豆腐又は油あげの製造業 五 印刷業（謄写印刷業を除く。） 六 製本業	千平方メートル

別表第二（第四条関係）

	<p>七 印刷物加工業</p> <p>八 写真製版業（写真植字業を含む。）</p>	<p>（二）に掲げる工場以外の工場</p> <p>五百平方メートル</p>
<p>市名又は特別区名</p>	<p>区 域</p>	
<p>大田区</p>	<p>城南島一丁目から四丁目まで及び五丁目のうち一番地から三番地までを除く区域、京浜島一丁目から三丁目まで並びに昭和島一丁目及び二丁目</p>	
<p>横浜市</p>	<p>鶴見区（安善町一丁目のうち四番地の三から七まで、九、十六から二十まで、二十二から二十四まで、三十五から六十二まで及び六十五から八十六までを除く区域並びに二丁目、弁天町三番地の一及び七、十七番地の三から六まで、十八番地の一及び二並びに二十一番地の一及び三、小野町七十二番地の一及び二、七十三番地の三、七十四番地、七十五番地の一及び二、七十六番地、七十七番地、七十八番地の一、七十九番地から八十一番地まで並びに百二十五番地の九、末広町一丁目のうち県道東京大師横浜線以北を除く区域及び二丁目、生麦一丁目一番地の三十八（国土交通大臣が定める区域に限る。）、十七番地の一（国土交通大臣が定める区域に限る。）、二、六、七及び九並びに二千三十六番地の十九、三十二、四十三、四十四、五十二、五十三及び六十五並びに二丁目、大黒町並びに扇島に限る。）</p> <p>神奈川区（守屋町、宝町及び恵比須町に限る。）</p> <p>中区（錦町のうち市道錦町南部第二号線以東の区域、かもめ町のうち一番地、六十五番地及び六十六番地を除く区域、豊浦町並びに千鳥町に限る。）</p> <p>磯子区（鳳町、新磯子町、新森町、新中原町並びに新杉田町のうち東日本旅客鉄道根岸線と都市高速鉄道金沢シーサイドラインとの交会点以北の東日本旅客鉄道根岸線以東及び当該交会点以南の都市高速鉄</p>	

	<p>道金沢シーサイドライン以東の区域に限る。)</p> <p>金沢区(昭和町のうち一般国道三百五十七号線以北の区域、鳥浜町のうち一般国道三百五十七号線以北の区域)一番地の一から十七までを除く。)、幸浦二丁目八番地の一及び二並びに十番地の一及び三から六まで並びに福浦二丁目、二丁目並びに三丁目八番地、十番地の一及び三、二十二番地、二十三番地の三、二十四番地の一及び二、二十五番地の一並びに三十番地の二に限る。)</p>
<p>川崎市</p>	<p>川崎区(殿町三丁目二十五番地の一から六まで及び十一から四十五まで、二十六番地の一から七まで並びに二十七番地の一から四まで、小島町、夜光二丁目のうち四番地の一から十まで、五番地の一から四まで及び七から十まで、六番地の一から四まで、七番地の一から四まで、八番地の一及び二、九番地の一から四まで、十番地、十一番地の一から十六まで、十二番地の一及び二、十三番地の一から七まで並びに十四番地の五、十六及び十七を除く区域、二丁目のうち一番地の一から四まで及び十八から二十一までを除く区域並びに三丁目、池上町二番地の一から三まで、浅野町、鋼管通五丁目、南渡田町、田辺新田、白石町、浮島町のうち市道浮島町線以南並びに四百三十番地の三、四百五十番地の二及び三、四百六十番地の一及び二、四百七十番地の二、三及び六並びに四百八十番地を除く区域、千鳥町のうち東船溜道路以北並びに一番地の一から四まで、九番地、十番地、十四番地の一及び二、十七番地、十八番地の一及び二、十九番地の三及び四、二十番地から二十三番地まで、二十四番地の一から三まで、二十五番地の一から四まで、二十六番地、二十七番地、二十七番地の二並びに二十八番地から三十六番地までを除く区域、水江町、扇町、大川町並びに扇島に限る。)</p>
<p>備考</p>	<p>この表に掲げる区域は、それぞれ平成十一年三月二十六日における行政区画その他の区域又は道路、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。</p>

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和二十四年法律第十七号)(抄)

(定義)

第二条 略

2 この法律で「作業場」とは、製造業（物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除く。以下同じ。）の用に供する工場の作業場をいう。

3 この法律で「教室」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。）若しくは高等専門学校又は同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校（政令で定める専修学校及び各種学校を除くものとし、以下単に「専修学校及び各種学校」という。）の教室をいう。

4 略

5 前項の基準面積とは、作業場については工場の種類に従つて五百平方メートル以上で政令で定める面積、大学及び高等専門学校の教室については千五百平方メートル、専修学校及び各種学校の教室については八百平方メートルをいう。

6 略

(工業等制限区域)

第三条 既成市街地のうち政令で定める区域を工業等制限区域とする。

(許可の基準等)

第八条 知事等は、第四条第一項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一・二 略

三 その他政令で定める場合に該当するとき。

2 略

(許可の承継)

第九条 第四条第一項ただし書の許可を受けた者がその許可に係る作業場又は教室をその用に供している、又は供しようとしている製造業又は学校につき事業の譲渡又は学校の設置者の変更が行われた場合において、その譲受人又は新たな設置者が事業の譲渡又は設置者の変更が行われた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事等に届け出たときは、その者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項ただし書の許可を受けた者につき、相続、合併又は分割(その許可に係る作業場又は教室をその用に供している、又は供しようとしている製造業又は学校を承継させるものに限る。)が行われた場合において、相続人、合併後存続し若しくは合併により設立した法人又は分割により当該製造業若しくは学校を承継した法人が相続、合併又は分割が行われた日から起算して六月以内に政令で定める事項を知事等に届け出たときも、前項と同様とする。

近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行令(昭和四十年政令第百六十一号)(抄)
(製造業から除外される業種)

第一条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(以下「法」という。)(第二条第二項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 牛乳製造業(牛乳又は脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を処理し、又は製造する事業をいう。)
- 二 発酵乳、クリーム又は乳酸菌飲料(保存性のある容器におさめられたものを除く。)(の製造業)
- 三 アイスクリーム類製造業(アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する事業をいう。)
- 四 パン(サンドイッチ及び調理パンを含む。)(又は生菓子の製造業)

五 総菜製造業

- 六 弁当製造業
- 七 清酒製造業
- 八 食品冷凍業
- 九 製氷業
- 十 新聞業
- 十一 生コンクリート製造業
- 十二 同一の団地内において前各号に掲げる事業に附随して行なわれる製造業で、その主たる事業と製造設備の全部又は一部を共用するもの
- 十三 同一の団地内において製造業以外の事業に附随して行なわれる製造業で、その主たる事業の設備の全部又は一部を製造設備として用いるもの
 - (大学並びに専修学校及び各種学校から除外される学校)
- 第二条 法第二条第三項の政令で定める大学は、大学院及び専ら夜間において授業を行う大学とする。
- 2 法第二条第三項の政令で定める専修学校及び各種学校は、専ら夜間において授業を行う専修学校及び各種学校とする。
 - (作業場の基準面積)
- 第三条 法第二条第五項の政令で定める面積は、別表第一のとおりとする。
 - (工場等制限区域)
- 第四条 法第三条の政令で定める区域は、別表第二に掲げる区域及び昭和四十年七月一日以後に公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による竣功認可のあつた埋立地で、工業の用に供する目的をもつてする埋立地として同法の規定による埋立地の免許のあつたもの(昭和四十年七月一日前に埋立ての免許のあつた埋立地については、国土交通大臣が関係各大臣と協議して指定するもの)に係る区域を除く区域とする。

2 知事等（法第四条第一項で規定する知事等をいう。）は、当該府県又は市の区域内の工場等制限区域を明示した図面を主たる事務所に備え付け、関係人から請求があつたときは、その閲覧に供しなければならない。

（許可の基準）

第五条 法第七条第一項第四号の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中小企業者（中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が企業規模の適正化を図るためにする企業の合併若しくは共同出資による企業の設立に伴い、又は中小企業者の事業の共同化のため、現に工場等制限区域内に存する作業場に代えて作業場を新設し、又は増設する場合であつて、工場等制限区域外においては申請者が当該申請に係る事業を経営することが困難であると認められ、かつ、当該新設又は増設が次の要件に適合すると認められるとき。

イ 従業者の著しい増加をもたらさないこと。

ロ 交通、衛生、保安等について環境の整備改善に資すること。

二 当該申請に係る教室を申請に係る場所に新設し、又は増設することがその学校における教育及び研究の目的を達成するために特に必要であると認められる場合

三 当該申請があつた日前二年以内に、製品の需給、金融等の経済事情の著しい変化その他やむを得ない理由により作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は天災その他これに類する理由により滅失した作業場又は教室と同一の団地内において、それらの作業場又は教室の床面積の合計（作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は滅失した後にその団地内において新設され、又は増設された作業場又は教室があるときは、その床面積を控除するものとする。）をこえない範囲内で、制限施設を新設し、又は増設する場合

（承継の届出）

第六条 法第八条第一項及び第二項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 - 二 当該作業場又は教室の所在地
 - 三 承継年月日
 - 四 被承継人の氏名又は名称及び住所
 - 五 承継の原因
- 2 法第八条第一項又は第二項の届出をするには、届出書に、承継の原因を証明する書類、当該作業場又は教室に係る施設の現況説明書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。
(作業場の基準面積の特例)
- 2 法第二条第五項の政令で定める面積は、第三条の規定にかかわらず、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の廃止の日の前日までに限り、同法第七条第一項に規定する同意基盤的技術産業集積活性化計画に定められた基盤的技術産業集積活性化促進地域のうち作業場の新設又は増設により産業及び人口の集中に伴う弊害を著しく助長することとならない区域として国土交通大臣が定める区域において、当該計画に定められた中核的業種のうち当該区域ごとに作業場の新設又は増設により産業及び人口の集中に伴う弊害を著しく助長することとならない事業として国土交通大臣が定める事業を主として営む工場（別表第一）一）及び二）の項に掲げる工場を除く。）にあつては、千五百平方メートルとする。
- 3 前項の期限経過の際、同項の規定により基準面積が千五百平方メートルとされた工場の種類のうちに、その期限経過後もなお基準面積を千五百平方メートルとすることが相当であると認められるものがある場合における当該工場の種類のその後の取扱いについては、別に政令で定める。

(工場等制限区域の特例)

4 昭和四十九年六月三十日までは、次の表に掲げる区域は、工場等制限区域に含まれないものとする。

市名	区 域
京都市	<p>中京区(西ノ京西中合町、西ノ京南壺井町、西ノ京月輪町、西ノ京島ノ内町、西ノ京徳大寺町及び西ノ京桑原町並びに西ノ京藤ノ木町、西ノ京塚本町及び西ノ京小堀池町のうちそれぞれ天神川右岸線以南の区域に限る。)</p> <p>下京区(七条御所ノ内中町並びに西七条北月読町、西七条南月読町、七条御所ノ内西町、西七条名倉町及び西七条八幡町のうちそれぞれ市道佐井通以西の区域に限る。)</p> <p>南区(吉祥院西ノ庄西浦町、吉祥院西ノ庄淵ノ西町、吉祥院西ノ庄西中町、吉祥院西ノ庄猪之馬場町、吉祥院向田東町、吉祥院前河原町、吉祥院宮ノ東町、吉祥院宮ノ西町、吉祥院中河原西屋敷町、吉祥院中河原里北町、吉祥院中河原里西町、吉祥院中河原里南町、吉祥院内河原町、吉祥院大河原町及び吉祥院新田壱ノ段町並びに吉祥院西ノ庄東屋敷町のうち市道佐井通以西の区域、吉祥院西ノ庄門口町のうち市道佐井通と西高瀬川左岸線との交差点以北の市道佐井通以西及び当該交差点以南の西高瀬川左岸線以西の区域、吉祥院新田参ノ段町のうち天神川左岸線以东の区域並びに吉祥院西ノ庄向田町のうち内閣総理大臣が定める区域に限る。)</p> <p>右京区(太秦上刑部町、太秦下刑部町、太秦下角田町、太秦野元町、太秦木ノ下町、太秦巽町、太秦東唐渡町、太秦唐渡町、太秦中堤町、山ノ内苗町、山ノ内御堂殿町、山ノ内宮脇町、山ノ内瀬戸畑町、山ノ内山ノ下町、山ノ内大町、山ノ内池尻町、山ノ内五反田町、山ノ内西八反田町、山ノ内荒木町、西院安塚町、西院東貝川町、西院西貝川町、西院四条畑町、西院笠目町、西院太田町、西院清水町、西院月双町、西院西寿町、西院溝崎町、西院西溝崎町、西院追分町、西院六反田町、西院久保田町、西京極東大丸町、西京極町ノ坪町、西京極豆田町、西京極北庄境町、西京極南庄境町、西京極三反田町、西京極中溝町、西京極大門町、西京極佃田町、西京極下沢町、西京極中沢町、梅津石灘町、梅津神田町、梅津高畝町、梅津南広町及び梅津北広町並びに太秦森ヶ前町のうち京福電気鉄道嵐山本線以南の区域、太秦安井一町田町、太秦安</p>

<p>井水戸田町、太秦安井二条裏町及び太秦安井西沢町のうちそれぞれ天神川右岸線以南の区域、太秦安井松本町のうち天神川右岸線と御室川左岸線との交差点以東の天神川右岸線以南及び当該交差点以西の御室川左岸線以南の区域、西院上花田町のうち京福電気鉄道嵐山本線以北の区域、西院矢掛町のうち市道高辻南通以南の区域（市道佐井通以西に限る。）、西院西矢掛町のうち市道高辻南通以南の区域、西院寿町、西院南寿町及び西院西中水町のうちそれぞれ市道佐井通以西の区域、梅津段町のうち府道太秦上桂線以東の区域並びに太秦松本町、太秦荒木町、太秦小手角町、太秦滝ヶ花町、山ノ内宮前町、山ノ内中畑町、山ノ内北ノ口町、山ノ内西裏町、西院日照町、西院久田町、西京極畔勝町、西京極宮ノ東町、西京極東町、西京極畑田町及び西京極前田町のうちそれぞれ内閣総理大臣が定める区域に限る。）</p>	<p>神戸市</p> <p>灘区（岩屋南町に限る。）</p> <p>葦合区（脇浜町二丁目のうち一般国道二号線以南の区域、脇浜町三丁目のうち一般国道二号線と日本国有鉄道東海道本線との交差点以東の一般国道二号線以北、当該交差点以西の日本国有鉄道東海道本線以北及び市道葦合方面第二百十七号線以南を除く区域並びに脇浜海岸通のうち市道葦合方面第二百十七号線以北の区域に限る。）</p> <p>生田区（東川崎町二丁目及び三丁目に限る。）</p> <p>兵庫区（今出在家町一丁目から三丁目まで、芦原通一丁目から六丁目まで、住吉通一丁目から四丁目まで、三石通四丁目、和田宮通七丁目及び八丁目、遠矢町一丁目、笠松通九丁目及び十丁目、吉田町三丁目、金平町二丁目、小松通六丁目、御崎本町一丁目、上庄通五丁目、兵庫運河、材木町、浜中町二丁目、明治通一丁目及び二丁目、明和通一丁目から四丁目まで、御所通一丁目から四丁目まで、和田山通一丁目から三丁目まで並びに高松町並びに南逆瀬川町二丁目及び松原通一丁目のうちそれぞれ県道兵庫埠頭線以南の区域、北宮内町のうち市道高松線以東の区域、三石通三丁目、上庄通四丁目及び中庄通三丁目のうちそれぞれ市道高松線以南の区域、和田崎町三丁目のうち市道高松線以西を除く区域、川中町及び御崎本町三丁目のうちそれぞれ市道川中線以北の区域、御崎町二丁目及び浜中町一丁目のうちそれぞれ市道兵庫百八十二号線以北の区域、明治通三丁目のうち一般国道二号線以東の区域並びに東出町一丁目から三丁目まで、西出町及び川崎町の</p>
---	--

	うちそれぞれ内閣総理大臣が定める区域に限る。) 長田区(東尻池町七丁目から十丁目まで、浜添通四丁目から八丁目まで及び苅藻通五丁目から八丁目まで並びに梅ヶ香町二丁目のうち一般国道二号線以南の区域及び東尻池町四丁目から六丁目までのうちそれぞれ市道高松線以東の区域に限る。))
--	--

備考 この表に掲げる区域は、それぞれ昭和四十六年六月二十五日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によつて表示されたものとする。

5 前項の期限経過の際、同項の表に掲げる区域のうちに、その期限の経過後もなお工場等制限区域とすることが相当でないと認められる区域がある場合における当該区域のその後の取扱いについては、別に政令で定める。

6 略

(許可の基準の特例)

7 当分の間、法第七条第一項第四号の政令で定める場合は、第五条各号に掲げる場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。

一 この政令の施行前から引き続き存する作業場につき、当該作業場が存していた団地のこの政令の施行の際における区域内において床面積を増加させる場合であつて、当該増加が近代化設備の導入等により品質の改善、生産費の引下げその他経営の合理化を図るため特に必要であり、かつ、従業者の著しい増加をもたらさないと認められるとき。

二 大学の教室につき、当該申請に係る教室を申請に係る場所に新設し、又は増設することが、工場等制限区域内における人口の集中に伴う弊害を著しく助長するものでない場合

三 この政令の施行前から引き続き存する教室につき、当該教室が存していた団地のこの政令の施行の際における区域内において床面積を増加させる場合であつて、当該増加に係る教室が大学の理学若しくは工学系の学部、高等専門学校又はこれらに類する教育を行う専修学校若しくは各種学校の課程で修業期間が一年以上のもの用に供するため特に必要であると認められるとき。

別表第一

工場の種類	基準面積
-------	------

(一)	<p>主として次の各号に掲げる事業を営む工場</p> <p>一 めつき鋼材製造業（製鋼を行なうものを除く。）</p> <p>二 練炭又は豆炭の製造業主として次の各号に掲げる事業を営む工場</p> <p>主として次の各号に掲げる事業を営む工場</p>	<p>千八百平方メートル</p>
(二)	<p>主として次の各号に掲げる事業を営む工場</p> <p>一 酒類製造業</p> <p>二 染色整理業</p> <p>三 製紙業</p> <p>四 コンクリート製品製造業</p> <p>五 鋼材製造業（製鋼を行なうもの及びめつき鋼材製造業を除く。）</p> <p>六 銅の圧延又は伸線業及び銅合金の製造又は圧延若しくは伸線業</p> <p>七 農業用機械製造業（農器具製造業を除く。）</p> <p>八 繊維機械製造業（一）に掲げる工場以外の工場</p>	<p>千五百平方メートル</p>
(三)	<p>主として次の各号に掲げる事業を営む工場</p> <p>一 合板製造業</p> <p>二 工業用薬品製造業</p> <p>三 油脂加工製品又は塗料の製造業</p> <p>四 線材製品製造業（ねじ類製造業を除く。）</p> <p>五 ポンプ又はポンプ装置の製造業</p> <p>六 空気圧縮機又はガス圧縮機の製造業</p>	<p>千二百平方メートル</p>

七 コンベヤー、クレーン又は巻上機の製造業

(四) (一)、(二)又は(三)に掲げる工場以外の工場

千平方メートル

別表第二

市名	区 域
大阪市	<p>此花区（春日出町上七丁目及び八丁目、春日出町のうち市道日本染料会社東横線以西の市道福島桜島線以南及び市道日本染料会社東横線以南の区域、恩貴島南之町のうち市道住友電線製造所東横線以东の正蓮寺川左岸線以东及び市道住友電線製造所東横線以东を除く区域、島屋町、川岸町、川岸町一丁目から三丁目まで、桜島南之町、桜島北之町、桜島町、梅町一丁目から三丁目まで並びに北港本町に限る。）</p> <p>大正区（船町に限る。）</p> <p>西淀川区（西島町、矢倉町、布屋町、外島町並びに中島町のうち大阪府第一区防潮堤以西及び大阪府第一区防潮堤以西の神崎川本川右岸線以西の区域に限る。）</p> <p>住吉区（釜口町、平林北之町、平林南之町及び昭和三十八年十月三十日に公有水面埋立法の規定による竣功認可のあつた埋立地に限る。）</p>
堺市	<p>神南辺町四丁から六丁まで、三宝町八丁及び九丁、塩浜町、築港八幡町、築港南町、築港新町一丁から三丁まで、大浜西町、海山町六丁のうち市道三宝第六十二号線以东を除く区域、海山町七丁、山本町六丁、緑町三丁及び四丁、松屋大和川通三丁及び四丁、北波止町、戎島町四丁及び五丁、出島西町並びに石津西町</p> <p>東灘区（本庄町青木字新浜町二百九番地、魚崎浜町及び昭和三十八年十二月二十三日、昭和四十年一月九日又は同年四月三十日に公有水面埋立法の規定による竣功認可のあつた埋立地に限る。）</p> <p>灘区（灘浜東町及び日ノ出町一丁目から五丁目までに限る。）</p>
	<p>葦合区（脇浜町三丁目のうち市道葦合方面第二百十七号線以南の区域、南本町通一丁目から四丁目まで並びに真砂通一</p>

神戸市	丁目及び二丁目のうちそれぞれ日本国有鉄道東海道本線以南の区域並びに脇浜海岸通のうち市道算合方面第二百十七号線以北を除く区域に限る。）
	兵庫区（遠矢浜町及び昭和三十九年十二月二十二日に公有水面埋立法の規定による竣功認可のあつた埋立地に限る。） 長田区（苅藻島町一丁目及び二丁目並びに昭和四十年四月三十日に公有水面埋立法の規定による竣功認可のあつた埋立地に限る。）
尼崎市	東初島町、南初島町、北初島町、東松島町、西松島町、東向島東之町、東向島西之町、東高洲町、大高洲町、東海岸町、西向島町、西高洲町、東浜町、西海岸町、道意町七丁目、中浜町、鶴町、末広町、大浜町一丁目及び二丁目、西字喜左衛門新田、又兵衛字喜左衛門新田、西字四郎衛門新田、西字砂浜寄洲、扇町、丸島町並びに道意町六丁目並びに元浜町一丁目、四丁目及び五丁目のうちそれぞれ県道臨港線以南の区域
西宮市	東浜町のうち二番地の一から三まで、三番地の一及び二、六番地並びに七番地を除く区域、東町一丁目百十七番地及び百十八番地、東町二丁目五十二番地、朝凧町並びに鳴尾町鳴尾字平左衛門新田
備考	この表に掲げる区域は、それぞれ昭和四十年五月十五日における行政区画その他の区域又は道路、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。

近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十四号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 この法律で「作業場」とは、製造業（物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除く。以下同じ。）の用に供する工場の作業場をいう。

3 この法律で「教室」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（政令で定める大学を除くものと

し、以下単に「大学」という。）若しくは高等専門学校又は同法第八十二条の二に規定する専修学校若しくは同法第八十三条第一項に規定する各種学校（政令で定める専修学校及び各種学校を除くものとし、以下単に「専修学校及び各種学校」という。）の教室をいう。

4 略

5 前項の基準面積とは、作業場については工場の種類に従つて千平方メートル以上で政令で定める面積、大学及び高等専門学校の教室については千五百平方メートル、専修学校及び各種学校の教室については八百平方メートルをいう。

6 略

（工場等制限区域）

第三条 既成都市区域のうち政令で定める区域を工場等制限区域とする。

（許可の基準等）

第七条 知事等は、第四条第一項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 三 略

四 その他政令で定める場合に該当するとき。

2 略

（許可の承継）

第八条 第四条第一項ただし書の許可を受けた者がその許可に係る作業場又は教室をその用に供している、又は供しようとしている製造業又は学校につき事業の譲渡又は学校の設置者の変更が行なわれた場合において、その譲受人又は新たな設置者が事業の譲渡又は設置者の変更が行なわれた日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事等に届け出たときは、その者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項ただし書の許可を受けた者につき、相続、合併又は分割（その許可に係る作業場又は教室をその用に供している、又は供しようとしている製造業又は学校を承継させるものに限る。）が行われた場合において、相続人、合併後存続し若しくは合併により設立した法人又は分割により当該製造業若しくは学校を承継した法人が相続、合併又は分割が行われた日から起算して六月以内に政令で定める事項を知事等に届け出たときも、前項と同様とする。

都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）

（都市開発資金の貸付け）

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一 次に掲げる施設及びこれと密接な関連を有する政令で定める施設並びにこれらの施設の附帯施設の敷地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあるもの

イ 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）第三条に規定する工業等制限区域内の
同法第二条第四項に規定する制限施設

ロ 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十四号）第三条に規定する工場等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設

二 人口の集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第四条第一項の規定により指定された地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるもの（その周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画において定められたものの区域内の土地

三 次に掲げる土地（イからニまでに掲げる土地にあつては都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第十二条の四第一項第四号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他のの

政令で定める区域の内にあるものに限る。)で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあり、その計画的な整備改善を促進するために有効に利用できるもの

イ 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第三項に規定する既成市街地及びこれに接続して既に市街地を形成している区域内の土地

ロ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域及びこれに接続して既に市街地を形成している区域内の土地

ハ 人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域内の土地

ニ 前号の地方拠点都市地域の中心となる都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地

ホ 現に地域社会の中心となつていて都市(その中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条の中心市街地について同法第六条第一項の基本計画が作成されたものに限る。)で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地(同法第七条第一項の特定中心市街地の区域で政令で定めるものの区域内にあるものに限る。)

ヘ 大規模な災害を受けた都市で政令で定めるものの既に市街地を形成している区域内の土地(被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものに限る。)

278 略

工業再配置促進法施行令(昭和四十七年政令第三百八十三号) (抄)

(移転促進地域)

第一条 工業再配置促進法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める地域は、別表第一に掲げる地域(昭和三十七年一月一日以後に公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による竣功認可のあつた埋立地に係る区域及びその相当部分を中小企業

者（中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）の工場用地とするため地方公共団体、中小企業総合事業団又は環境事業団が造成（造成に準ずる土地の整備を含む。以下この条において同じ。）をし、又は造成に係る資金の貸付けをした工場用地で同日以後にその造成が完了したものに係る区域を除く。）とする。

別表第一

一	首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第二条に規定する区域
二	近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律施行令（昭和四十年政令第六十一号）第四条第一項に規定する区域（京都市の区域に属する区域及び同令附則第二項の表に掲げる神戸市の区域を除く。）
三	首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和四十七年十月一日において同表に掲げる政令の規定で定められといる区域によるものとする。

別表第二

茨城県	結城市 那珂湊市 下妻市 水海道市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 東茨城郡常澄村 同郡茨城町 同郡内原町 同郡常北町 同郡桂村 同郡御前山村 同郡大洗町 西茨城郡七会村 同郡岩瀬町 那珂郡大宮町 同郡山方町 同郡美和村 同郡緒川村 久慈郡金砂郷村 同郡水府村 同郡里美村 同郡大子町 多賀郡十王町 鹿島郡旭村 同郡銚田町 同郡大洋村 同郡大野村 行方郡麻生町 同郡北浦村 同郡玉造町 稲敷郡荳崎村 新治郡八郷町 同郡新治村 同郡桜村 筑波郡谷田部町 同郡伊奈村 同郡谷和原村 同郡豊里町 同郡筑波町 同郡大穂町 真壁郡関城町 同郡明野町 同郡真壁町 同郡大和村 同郡協和町 結城郡八千代町 同郡千代川村 同郡石下町 猿島郡三和町 同郡猿島町 同郡境町 北相馬郡守谷町
栃木県	栃木市 鹿沼市 日光市 今市市 真岡市 大田原市 矢板市 黒磯市 河内郡南河内町 同郡上河内村 上都賀郡西方村 同郡粟野町 同郡足尾町 芳賀郡二宮町 同郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 下都賀郡藤

群馬県	<p>岡町 同郡岩舟町 同郡都賀町 塩谷郡塩原町 同郡栗山村 同郡藤原町 同郡塩谷町 同郡氏家町 同郡高根沢町 同郡喜連川町 那須郡南那須町 同郡鳥山町 同郡馬頭町 同郡小川町 同郡湯津上村 同郡黒羽町 同郡那須町 同郡西那須野町 安蘇郡田沼町 同郡葛生町</p>
埼玉県	<p>沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 勢多郡北橋村 同郡赤城村 同郡富士見村 同郡大胡町 同郡 宮城村 同郡粕川村 同郡新里村 同郡黒保根村 同郡東村 群馬郡榛名町 同郡倉淵村 同郡箕郷町 同郡群馬町 北群馬郡子持村 同郡小野上村 同郡伊香保町 同郡榛東村 同郡吉岡町 多野郡新町 同郡鬼石町 同郡吉井町 同郡万場町 同郡中里村 同郡上野村 甘楽郡妙義町 同郡下仁田町 同郡南牧村 同郡甘楽町 碓氷郡松井田町 吾妻郡中之条町 同郡東村 同郡吾妻町 同郡長野原町 同郡嬬恋村 同郡草津町 同郡六合村 同郡高山村 利 根郡白沢村 同郡利根村 同郡片品村 同郡川場村 同郡月夜野町 同郡水上町 同郡新治村 同郡昭和村 佐波郡 赤堀村 同郡東村 同郡境町 同郡玉村町 新田郡尾島町 同郡新田町 同郡藪塚本町 邑楽郡板倉町 同郡明和村 同郡千代田村 同郡邑楽町</p>
岐阜県	<p>秩父市 入間郡名栗村 比企郡滑川村 同郡嵐山町 同郡小川町 同郡都幾川村 同郡玉川村 同郡鳩山村 秩父郡 皆野町 同郡野上町 同郡吉田町 同郡小鹿野町 同郡両神村 同郡大滝村 同郡荒川村 同郡東秩父村 児玉郡美 里村 同郡児玉町 同郡神川村 同郡神泉村 同郡上里町 大里郡妻沼町 同郡豊里村 同郡寄居町 北埼玉郡北川 辺町</p>
岐阜県	<p>高山市 関市 中津川市 美濃市 瑞浪市 恵那市 海津郡海津町 同郡平田町 同郡南濃町 養老郡養老町 同郡 上石津町 不破郡関ヶ原町 安八郡輪之内町 揖斐郡揖斐川町 同郡谷汲村 同郡大野町 同郡池田町 同郡春日村 同郡久瀬村 同郡藤橋村 同郡坂内村 同郡徳山村 本巢郡根尾村 山県郡伊自良村 同郡美山町 武儀郡洞戸村 同郡板取村 同郡武芸川町 同郡武儀町 同郡上之保村 郡上郡八幡町 同郡大和村 同郡白鳥町 同郡高鷲村 同郡美並村 同郡明方村 同郡和良村 加茂郡富加村 同郡川辺町 同郡七宗町 同郡八百津町 同郡白川町 同郡</p>

	<p>東白川村 可児郡御嵩町 同郡兼山町 惠那郡坂下町 同郡川上村 同郡加子母村 同郡付知町 同郡福岡町 同郡蛭川村 同郡岩村町 同郡山岡町 同郡群明智町 同郡串原町 同郡上矢作町 益田郡萩原町 同郡小坂町 同郡下呂町 同郡金山町 同郡馬瀬村 大野郡丹生川村 同郡清見村 同郡莊川村 同郡白川村 同郡宮村 同郡久々野町 同郡朝日村 同郡高根村 吉城郡古川町 同郡国府町 同郡河合村 同郡宮川村 同郡神岡町 同郡上宝村</p>
静岡県	<p>掛川市 天竜市 駿東郡小山町 富士郡芝川町 庵原郡由比町 榛原郡御前崎町 同郡相良町 同郡榛原町 同郡吉田町 同郡金谷町 同郡川根町 同郡中川根町 同郡本川根町 小笠郡城東村 同郡大須賀町 同郡大浜町 同郡浜岡町 同郡小笠町 同郡菊川町 周知郡森町 同郡春野町 磐田郡浅羽町 同郡福田町 同郡豊岡村 同郡龍山村 同郡佐久間町 同郡水窪町 引佐郡引佐町 同郡三ヶ日町</p>
愛知県	<p>新城市 額田郡額田町 西加茂郡藤岡村 同郡小原村 東加茂郡足助町 同郡下山村 同郡旭町 北設楽郡設楽町 同郡東栄町 同郡豊根村 同郡富山村 同郡津具村 同郡稻武町 南設楽郡鳳来町 同郡作手村</p>
三重県	<p>伊勢市 松阪市 上野市 名張市 尾鷲市 龜山市 鳥羽市 熊野市 久居市 桑名郡多度町 員弁郡北勢町 同郡員弁町 同郡大安町 同郡藤原町 鈴鹿郡関町 安芸郡芸濃町 同郡美里村 同郡安濃村 同郡豊里村 一志郡香良州町 同郡一志町 同郡白山町 同郡嬉野町 同郡美杉村 同郡三雲村 飯南郡飯南町 同郡飯高町 多気郡多気町 同郡明和町 同郡大台町 同郡勢和村 同郡宮川村 度会郡玉城町 同郡二見町 同郡南勢町 同郡南島町 同郡大宮町 同郡紀勢町 同郡大内山村 同郡度会町 阿山郡伊賀町 同郡島ヶ原村 同郡阿山町 同郡大山田村 名賀郡青山町 志摩郡浜島町 同郡大王町 同郡志摩町 同郡阿児町 同郡磯部町 北牟婁郡海山町 南牟婁郡御浜町 同郡紀宝町 同郡紀和町 同郡鵜殿村</p>
滋賀県	<p>長浜市 近江八幡市 八日市市 甲賀郡土山町 同郡甲賀町 同郡甲南町 同郡信楽町 蒲生郡安土町 同郡蒲生町 同郡日野町 同郡竜王町 神崎郡永源寺町 同郡五個荘町 同郡能登川町 愛知郡愛東町 同郡湖東町 同郡泰荘町 犬上郡豊郷町 同郡多賀町 坂田郡山東町 同郡伊吹町 同郡米原町 同郡近江町 東浅井郡浅井町 同郡虎姫</p>

	町 同郡湖北町 同郡びわ町 伊香郡高月町 同郡木之本町 同郡余呉町 同郡西浅井町 高島郡マキノ町 同郡今津町 同郡朽木村 同郡安曇川町 同郡高島町 同郡新旭町
京都府	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 綴喜郡宇治田原町 相楽郡山城町 同郡木津町 同郡加茂町 同郡笠置町 同郡和束町 同郡南山城村 北桑田郡京北町 同郡美山町 船井郡園部町 同郡八木町 同郡丹波町 同郡日吉町 同郡瑞穂町 同郡和知町 天田郡三和町 同郡夜久野町 加佐郡大江町 与謝郡加悦町 同郡岩滝町 同郡伊根町 同郡野田川町 中郡峰山町 同郡大宮町 竹野郡網野町 同郡丹後町 同郡弥栄町 熊野郡久美浜町
兵庫県	豊岡市 西脇市 小野市 加西市 美囊郡吉川町 加東郡社町 同郡滝野町 同郡東条町 多可郡中町 同郡加美町 同郡八千代町 同郡黒田庄町 飾磨郡夢前町 神崎郡神崎町 同郡市川町 同郡福崎町 同郡大河内町 揖保郡新宮町 赤穂郡上郡町 佐用郡佐用町 同群上月町 同郡南光町 同郡三日月町 宍粟郡山崎町 同郡安富町 同郡一美方郡村岡町 同郡浜坂町 同郡美方町 同郡温泉町 養父郡八鹿町 同郡養父町 同郡大屋町 同郡関宮町 朝来郡生野町 同郡和田山町 同郡山東町 同郡朝来町 氷上郡柏原町 同郡氷上町 同郡青垣町 同郡春日町 同郡山南町 同郡市島町 多紀郡篠山町 同郡城東町 同郡多紀町 同郡西紀町 同郡丹南町 同郡今田町
奈良県	五條市 添上郡月ヶ瀬村 山辺郡都祁村 同郡山添村 宇陀郡大宇陀町 同郡菟田野町 同郡榛原町 同郡室生村 同郡曾爾村 同郡御杖村 吉野郡吉野町 同郡大淀町 同郡下市町 同郡黒滝村 同郡天川村 同郡野迫川村 同郡十津川村 同郡東吉野村
和歌山県	橋本市 御坊市 田辺市 新宮市 海草郡野上町 同郡美里町 那賀郡打田町 同郡粉河町 同郡那賀町 同郡桃山町 同郡貴志川町 同郡岩出町 伊都郡かつらぎ町 同郡九度山町 同郡高野町 同郡花園村 有田郡湯浅町 同郡広川町 同郡吉備町 同郡金屋町 同郡清水町 日高郡美浜町 同郡日高町 同郡由良町 同郡川辺町 同郡中津村 同郡美山村 同郡龍神村 同郡南部川村 同郡南部町 同郡印南町 西牟婁郡白浜町 同郡中辺路町 同郡大塔村

	<p>同郡上富田町 同郡日置川町 同郡すさみ町 同郡串本町 東牟婁郡那智勝浦町 同郡太地町 同郡古座町 同郡古座川町 同郡熊野川町 同郡本宮町 同郡北山村</p>
岡山県	<p>津山市 笠岡市 井原市 高梁市 新見市 御津郡御津町 同郡建部町 同郡加茂川町 赤磐郡瀬戸町 同郡山陽町 同郡赤坂町 同郡熊山町 同郡吉井町 和気郡吉永町 同郡佐伯町 同郡和気町 邑久郡牛窓町 同郡邑久町 同郡長船町 浅口郡金光町 同郡鴨方町 同郡寄島町 同郡里庄町 小田郡矢掛町 同郡美星町 後月郡芳井町 吉備郡真備町 上房郡有漢町 同郡北房町 同郡賀陽町 川上郡成羽町 同郡川上町 同郡備中町 阿哲郡大佐町 同郡神郷町 同郡哲多町 同郡哲西町 真庭郡勝山町 同郡落合町 同郡湯原町 同郡久世町 同郡美甘村 同郡新庄村 同郡川上村 同郡八束村 同郡中和村 苫田郡加茂町 同郡富村 同郡奥津町 同郡上齋原村 同郡阿波村 同郡鏡野町 勝田郡勝田町 同郡勝央町 同郡奈義町 同郡勝北町 英田郡大原町 同郡東粟倉村 同郡西粟倉村 同郡美作町 同郡作東町 同郡英田町 久米郡中央町 同郡旭町 同郡久米南町 同郡久米町 同郡柵原町</p>
広島県	<p>三次市 庄原市 佐伯郡湯来町 同郡佐伯町 同郡吉和町 山県郡加計町 同郡筒賀村 同郡戸河内町 同郡芸北町 同郡大朝町 同郡千代田町 同郡豊平町 高田郡吉田町 同郡八千代町 同郡美土里町 同郡高宮町 同郡甲田町 同郡向原町 同郡白木町 賀茂郡西条町 同郡黒瀬町 同郡志和町 同郡福富町 同郡豊栄町 同郡大和町 同郡河内町 同郡高屋町 豊田郡本郷町 同郡安芸津町 同郡安浦町 御調郡御調町 同郡久井町 世羅郡甲山町 同郡世羅町 同郡世羅西町 深安郡神辺町 同郡加茂町 芦品郡協和村 同郡芦田町 同郡駅家町 神石郡油木町 同郡神石町 同郡豊松村 同郡三和町 甲奴郡上下町 同郡総領町 同郡甲奴町 双三郡君田村 同郡布野村 同郡作木村 同郡吉舎町 同郡三良坂町 同郡三和町 比婆郡西城町 同郡東城町 同郡口和町 同郡高野町 同郡北和町</p>
山口県	<p>宇部市 山口市 萩市 小野田市 長門市 柳井市 美祢市 玖珂郡由宇町 同郡玖珂町 同郡本郷村 同郡周東町 同郡錦町 同郡大畠町 同郡美川町 同郡美和町 熊毛郡上関町 同郡田布施町 同郡平生町 同郡熊毛町 都濃郡鹿野町 佐波郡徳地町 吉敷郡秋穂町 同郡小郡町 同郡阿知須町 厚狭郡楠町 同郡山陽町 豊浦郡菊川町 同郡</p>

郡豊田町	同郡豊浦町	同郡豊北町	美祢郡美東町	同郡秋芳町	大津郡三隅町	同郡日置村	同郡油谷町	阿武郡
川上村	同郡阿武町	同郡田万川町	同郡阿東町	同郡むつみ村	同郡須佐町	同郡旭村	同郡福栄村	

工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十二号）（抄）

（移転促進地域及び誘導地域）

第二条 この法律において「移転促進地域」とは、大都市及びその周辺の地域のうち、工業の集積の程度が著しく高く、当該地域内に
ある工場の移転を図ることが必要な地域で政令で定めるものをいう。

2 略

近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）（抄）

（既成都市区域）

第一条 近畿圏整備法（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める市街地の区域は、大阪市の区域及び別表に掲げる区域とする。

別表

市名	区	域
京都市	市道白川通と府道高野修学院山端線との交差点を起点とし、順次同府道、府道上賀茂山端線、市道北山通、都市計画街路 北山通、府道杉坂西陣線、市道京都環状線、市道衣笠宇多野線、府道花園停車場御室線、府道花園停車場広隆寺線、日本 国有鉄道山陰本線、御室川右岸線、府道宇多野嵐山榎原線、桂川左岸線、日本国有鉄道東海道本線、市道京都環状線、府 道伏見港京都停車場線、濠川左岸線、宇治川派流右岸線、京阪電気鉄道宇治線、一般国道二十四号線、日本国有鉄道奈良 線、一般国道一号線、市道京都環状線、市道丸太町通及び市道白川通を経て起点に至る線で囲まれた区域（右京区鳴滝音	

戸山町の区域並びに同区太秦中山町、太秦三尾町、嵯峨広沢北下馬野町、嵯峨広沢池下町、音戸山ノ茶屋町及び山越中町の区域のうち国土交通大臣が定める区域を除く。)並びにこの区域に属さない次の区域
北区衣笠西馬場町、衣笠総門町及び平野宮敷町の区域並びに同区衣笠馬場町及び平野上柳町の区域のうち国土交通大臣が定める区域

右京区常盤柏ノ木町、常盤古御所町、常盤神田町、常盤音戸町、龍安寺塔ノ下町、花園内畑町、宇多野法安寺町及び鳴滝桐ヶ淵町の区域並びに同区常盤御池町、常盤山下町、花園岡ノ本町、花園段ノ岡町、御室岡ノ裾町、御室双岡町、宇多野長尾町、宇多野福王子町、宇多野御屋敷町及び鳴滝本町の区域のうち国土交通大臣が定める区域

伏見区深草菟川町、深草一ノ坪町、深草下横縄町、深草正覚町、深草開土町、深草稻荷榎木橋町及び深草稻荷中之町の区域並びに同区深草願成町、深草藪之内町、深草稻荷御前町及び深草直違橋十一丁目の区域のうち国土交通大臣が定める区域

東山区五軒町、石橋町、柚之木町、定法寺町、堀池町、石泉院町、東姉小路町、梅宮町、西小物座町、中之町、夷町、西町、大井手町、今小路町、西海子町、分木町、南西海子町、進之町、土居之内町、堤町、唐戸鼻町、古川町、八軒町、北木之元町、南木之元町、稻荷町北組、稻荷町南組、清井町、遊行前町、梅林町、清水二丁目、清水四丁目、上弁天町、星野町、月見町、毘沙門町、下弁天町、玉水町、上田町、辰巳町、月輪町、慈法院庵町、常盤町、東音羽町、下馬町、上馬町、瓦役町、今熊野池田町、今熊野榎ノ森町、泉涌寺雀ヶ森町、泉涌寺東林町、泉涌寺門前町、本町十九丁目、本町二十丁目、本町二十一丁目、本町二十二丁目、本町二十四丁目及び今熊野宝蔵用の区域並びに同区妙法院前側町、松原町、東分木町、今道町、粟田口華頂町、東町、粟田口三条坊町、谷川町、祇園町北側、祇園町南側、林下町、五条橋東六丁目、白糸町、清水三丁目、下河原町、南町、鷺尾町、金園町、八坂上町、榎屋町、清閑寺下山町、清閑寺池田町、清閑寺山ノ内町、今熊野泉山町、泉涌寺山内町、本町十五丁目、今熊野阿弥陀ヶ峯町、本町十七丁目、本町十八丁目、本町十六丁目、今熊野剣ノ宮町、今熊野南日吉町、東瓦町、今熊野日吉町及び今熊野北日吉町の区域のうち国土交通大臣が定める区域

	<p>左京区岡崎入江町、岡崎東天王町、岡崎天王町、岡崎法勝寺町、岡崎成勝寺町、岡崎最勝寺町、岡崎西天王町、岡崎徳成町、岡崎円勝寺町、岡崎南御所町、岡崎北御所町、聖護院円頓美町、聖護院山王町、東門前町、北門前町、南門前町、粟田口鳥居町、永観堂西町、鹿ヶ谷寺ノ前町、鹿ヶ谷西寺ノ前町、鹿ヶ谷高岸町、鹿ヶ谷上宮ノ前町、鹿ヶ谷法然院西町、銀閣寺前町、浄土寺上南田町、浄土寺下南田町、浄土寺馬場町、浄土寺東田町、浄土寺石橋町、北白川上池田町、北白川東久保田町、北白川大堂町、北白川上別当町及び北白川下別当町の区域並びに同区南禅寺北ノ坊町、南禅寺下河原町、南禅寺草川町、南禅寺福地町、若王子町、鹿ヶ谷宮ノ前町、鹿ヶ谷下宮ノ前町、鹿ヶ谷桜谷町、鹿ヶ谷法然院町、銀閣寺町、浄土寺南田町、北白川仕伏町、北白川下池田町、北白川上終町、北白川丸山町、北白川山田町及び北白川山ノ元町の区域のうち国土交通大臣が定める区域</p>
守口市	<p>八雲南、八雲旧南十番、八雲旧北十番、八雲旧八番、八雲旧下島、大庭七番、大庭、大日、佐太、大日旧大庭六番、大日旧大庭四番、大日旧大庭三番、佐太旧大庭五番、佐太旧大庭二番、佐太旧大庭一番、佐太西町二丁目、佐太中町四丁目から七丁目まで、佐太東町一丁目及び二丁目、金田、金田町一丁目から六丁目まで、梶、梶町一丁目から四丁目まで、北、大久保町一丁目及び三丁目、東、藤田、藤田町一丁目、藤田浮田通、藤田天社通、藤田東通、藤田東中央通、藤田小金通、藤田大蔵通、藤田桜通、淀川河川区域並びに一般国道百六十三号線以南を除く区域</p>
布施市	<p>長瀬川左岸線と日本国有鉄道東海道本線貨物支線との交差点を起点とし、順次同貨物支線、大阪市との境界線、市道長瀬三百七十四号線、市道衣摺東西線、府道大阪八尾線、八尾市との境界線、府道堺布施豊中線、府道大阪枚岡奈良線及び長瀬川左岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域（日本国有鉄道東海道本線貨物支線から大阪市との境界線に移るには、その最初の交差点から移るものとする。）</p>
堺市	<p>日本国有鉄道阪和線以西の区域（石津川左岸線以西の区域を除く。）</p>
神戸市	<p>東灘区の区域のうち京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域</p> <p>灘区の区域のうち水車新田、高羽（東灘区、兵庫区並びに灘区水車新田、土山町、桜ヶ丘町、一王山町、六甲台町及び篠</p>

西宮市	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域
尼崎市	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域
	<p>原で囲まれた区域に限る。)、土山町、桜ヶ丘町、一王山町、六甲台町、八幡、篠原、畑原、原田及び岩屋の区域並びに同区大石、五毛及び上野の区域(国土交通大臣が定める区域を除く。)を除く区域</p> <p>葺合区の区域のうち中尾町及び葺合町の区域(国土交通大臣が定める区域を除く。)を除く区域</p> <p>生田区の区域のうち神戸港地方の区域(国土交通大臣が定める区域を除く。)を除く区域</p> <p>兵庫区の区域のうち平野町、烏原村、石井村、清水町(国土交通大臣が定める区域を除く。)、鶉越筋、里山町、天王町三丁目及び四丁目、有馬町、有野町二郎、有野町有野、有野町唐櫃、山田町上谷上、山田町下谷上、山田町原野、山田町福地、山田町中、山田町東下、山田町西下、山田町衝原、山田町小河、山田町坂本、山田町藍那、山田町小部、山田町与左衛門新田、道場町生野、道場町塩田、道場町道場、道場町日下部、道場町平田、八多町中、八多町下小名田、八多町上小名田、八多町吉尾、八多町柳谷、八多町附物、八多町深谷、八多町屏風、八多町西畑、大沢町神付、大沢町上大沢、大沢町中大沢、大沢町日西原、大沢町簾、大沢町市原、長尾町上津、長尾町宅原、淡河町神田、淡河町野瀬、淡河町神影、淡河町中山、淡河町東畑、淡河町北畑、淡河町行原、淡河町木津、淡河町北僧尾、淡河町南僧尾、淡河町萩原、淡河町淡河並びに淡河町勝雄の区域を除く区域</p> <p>長田区の区域のうち鷺町四丁目、源平町、滝谷町一丁目から三丁目まで、大日丘町一丁目から三丁目まで、萩乃町一丁目から三丁目まで、雲雀ヶ丘一丁目から三丁目まで及び一里山町の区域並びに同区鹿松町一丁目から三丁目まで、長者町、林山町、西山町五丁目、池田宮町及び高取山町の区域(国土交通大臣が定める区域を除く。)を除く区域</p> <p>須磨区の区域のうち板宿、多井畑、妙法寺、車及び白川の区域並びに同区東須磨、西須磨、大手、明神町三丁目から五丁目まで、禅昌寺町一丁目及び二丁目、須磨寺町三丁目及び五丁目、高倉町一丁目及び二丁目並びに一ノ谷町一丁目から四丁目までの区域(内閣総理大臣が定める区域を除く。)を除く区域</p>

芦屋市	京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域
備考	この表に掲げる区域は、京都市及び神戸市については昭和四十四年四月十一日、その他の市については昭和四十年五月十五日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によつて表示されたものとする。

近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（抄）

（定義）

第二条 略

2 略

3 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと連接する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4～6 略